

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



住宅改修に伴う固定資産税の減額措置のお知らせ

●耐震改修工事に伴う減額措置

平成27年12月31日までに、一定の要件を満たす耐震改修工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、耐震改修工事の完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

対象となる住宅 昭和57年1月1日以前から所在する住宅

要件 現行の耐震基準に適合する改修工事が行われた住宅で、耐震改修に直接関係する工事も

分が二戸当たり工事費50万円以上の工事を行った住宅

減額される税額 耐震改修工事を行った家屋に係る翌年度の固定資産税額(120㎡を限度)の

2分の1相当額

※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものについては翌年度分より2年間

添付書類

・ 現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する(町・建築士・指定確認検査機関・指定住宅性能評価機関が発行した書類)

・ 耐震改修工事に要した費用が50万円以上であることを証明できる領収書等

●バリアフリー改修工事に伴う減額措置

平成28年3月31日までに、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

対象となる住宅 次のいずれかの方が居住する既存の住宅(平成19年1月1日以前から所在

するもので賃貸住宅を除く)

① 65歳以上の方

② 要介護認定または要支援認定を受けている方

③ 障害者の方

改修工事の内容 平成28年3月31日までに行われた次の改修工事、補助金を除く自己負担が50万円以上のもの

① 廊下の拡幅

② 階段の勾配の緩和

③ 浴室の改良

④ 便所の改良

⑤ 手すりの取り付け

⑥ 床の段差の解消

⑦ 引き戸への取替え

⑧ 床表面の滑り止め化

減額される税額 バリアフリー改修工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100㎡を限度)の3分の1相当額を減額します。

添付書類

・ 納税義務者の住民票の写し
・ 補助金等の交付、給付決定書
・ 次の①から③のいずれかの書類

① 65歳以上の方の住民票の写し

② 介護保険被保険者証の写し

③ 障害者手帳またはこれに代わるものの写し

・ 次の①か②のどちらかの書類

① 工事明細書、改修後の写真および工事費領収書(工事内容および費用が確認できる書類)

② 改修工事が行われたことを証する書類(建築士、登録性能評価機関等が発行)

●省エネ改修工事に伴う減額措置

平成28年3月31日までに、一定の要件を満たす省エネ改修(熱損失防止改修)工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

対象となる住宅 平成20年1月1日以前から所在している住宅(賃貸住宅を除く)

要件

・ 次の①の工事、または①と併せて行う②から④までの工事
① 窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)

② 床の断熱改修工事

③ 天井の断熱改修工事

④ 壁の断熱改修工事

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の

省エネ基準に新たに適合することになること

・省エネ改修工事に要する費用が50万円以上であること

減額される税額

省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120㎡を限度)の3分の1相当額を減額します。

ただし、「新築住宅に対する減額措置」および「住宅耐震改修に係る固定資産税の減額措置」を受けている期間は減額されません。

添付書類

- ・納税義務者の住民票の写し
- ・建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関等による証明書

・省エネ改修工事に要した費用が50万円以上であることを証明できる領収証等

問合せ先

役場 税務課
内線178・179

税理士による

無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からない

こと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 10月14日(水)午後2時～4時(二人30分以内)

ところ

役場 2階第2会議室
申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

- ・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また申告書等の税務書類の作成も行いません。
- ・プライバシーは守られます。

問合せ先

役場 税務課
内線175・176

休日納税(相談)窓口を開設

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 10月17日(土)・18日(日)

午前8時30分～正午
午後1時～5時

ところ

役場 収納課
※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問合せ先

役場 収納課
内線120・122

臨時福祉給付金の申請を受け付けています

消費税率の引き上げの影響を踏まえ、所得の低い方々への負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者

原則として、基準日(平成27年1月1日)において本町に住居登録があり、平成27年度住民税が課税されない方が対象です。平成27年1月2日以後に本町へ転入してきた方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

ただし、次の方などは対象外です。

- ・ご自身を扶養している方が課税される場合
- ・生活保護の受給者となっている場合

支給額 支給対象者一人につき6000円

申請書の送付 支給対象と思われる方へ、8月中旬に申請書等を送付しました。

申請先 役場 民生課

受付期間 8月17日(月)～2月17日(水)(必着)

申請方法 申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※役場民生課窓口で直接提出することもできますが、混雑が予想されるため、なるべく郵送での申請をお願いします。(受付時間 午前9時～午後5時 ※土日・祝日・年末年始を除く)

給付金の受取方法

原則、申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

問合せ先

- ・申請方法に関すること 役場 民生課 内線165・168
- ・制度に関すること 厚生労働省専用ダイヤル ☎0570(037)192

(午前9時～午後6時)

「臨時福祉給付金」の振り込み詐欺や個人情報情報の詐欺にご注意ください。

臨時福祉給付金の振り込み詐欺や個人情報情報の詐欺にご注意ください。